



一般社団法人

全国食支援活動協力会

Meals on
Wheels Japan

■ 2017 年 6 月、全国老人給食協会は 全国食支援活動協力会 に名称を変更しました

Home
ホーム

about us
組織の概要

activities
食事サービスとは

members
会員団体

join us
加入申込

archive
資料

休眠預金事業 食の物流ネットワーク整備プロジェクト

公募結果のお知らせ

■ 採択事業 ■

採択事業の事業概要一覧 [PDF形式](#)

■ 選定のプロセス ■



1. 助成の趣旨

この度、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体として採択され、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行うことになりました。一般社団法人全国食支援活動協力会では、2016 年から全国のこども支援団体・社会福祉協議会・行政・企業等とのネットワークでこども食堂の輪を広げる事業を実施しています。2019 年からは全国 4 か所に「こども食堂サポートセンター」を設置し、連携して、こども食堂等子どもの居場所を支援する団体のための情報提供・運営支援等を行っています。今年は特に企業に働きかけ、寄付や食品寄贈のマッチングに力を入れてきました。

コロナ禍の影響も背景に、企業には食品を寄付したい意欲はありますが、企業からの寄付食品が各地の小規模なこども食堂等の運営団体へいきわたるまでには様々な障壁があります。企業の寄付とこども食堂等の運営団体とのニーズのマッチングが進み、全国どこの地域であっても安定的に寄付を受けられ、持続的に運営していくためには、広域で寄付食品を受けとめることができる物流ネットワークの整備が必要だと考えます。そのため、本助成事業を通して、全国のこども食堂等の運営団体の持続可能性に資する「食の物流ネットワーク」づくりに意欲的に取り組む実行団体と協働できることを期待しています。

皆さまのご応募をお待ちしております。

【採択予定実行団対数】5 団体程度

【助成総額】8,215万円（予定）

【助成上限額】1,643万円／件（3年度分）

【公募期間】2020年12月1日（火）～ 1月8日（金）（※切：1月8日（金）必着）

※コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令につき、公募期間を22日（金）までに延長いたしました。

【公募状況】申請団体一覧（PDF）

2. 募集の内容

2021年4月に開始し、2024年3月までに完了するプロジェクトが、本事業の助成対象です。（3カ年事業のみ）
下記の解決に向けて、物流ネットワーク整備の一環として「ロジスティック拠点」を担い、「ハブ拠点」を設置することで、食支援活動を行う地域の団体を圏域で支援する中間支援団体

- ◆こども食堂に寄付される食品に多様性が乏しく、子どもの食の乱れの改善に結びついていない現状
- ◆こども食堂実施団体の運営基盤が脆弱にもかかわらず自己資金で食品を購入し、活動を続けている現状
- ◆販売されない未利用品を受けとめる物流ネットワークがないことで、食べられる食品が廃棄されている現状

| 本事業の中長期目標

- ・企業・NPO・地域住民・行政によって、多様な地域資源が豊饒化するプラットフォームが地域に生まれ、子ども・子育て家庭分野における互助サービスが充実する。
- ・「廃棄にしない」食品・物品の利活用のためのロジシステムを通じ、より多くの子ども達へ食支援をはじめとする資源の循環が生まれる。

| ロジスティック拠点（以下、ロジ拠点）とは

企業等から寄付食品を受け入れ、適切（温度・衛生状態・消費期限）に管理し、ハブ拠点への小分け配達作業を担う。

| ハブ拠点とは

ロジ拠点からの食品を受け入れてストックする、活動団体が取りに行ける場所に設置するランチ

【事業期間】2021 年4月～2024 年3 月

【助成対象期間】助成交付決定日から2023年3月31日迄に要する経費を対象とします。

※本事業で取り組む社会課題や目標像については、資金分配団体の[応募ガイドライン](#)を合わせてご参照ください。

※その他応募団体資格等の詳細は、[公募要領](#)をご参照ください。

3. 助成対象となる活動概要

こども食堂サポートセンターとして、以下の活動を担う団体の運営資金を対象とします。

具体的な活動

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 寄付食品を適切にストック・シェアできるロジ拠点・ハブ拠点整備のための活動 | ◎企業からの寄付食品を受け入れ、適切な状態でストックできる施設・設備を設ける。
◎ロジ拠点にコーディネーターを配置し、ハブ拠点への寄付食品の小分け配達・シェアの仕組みをつくる。
◎コーディネーターがハブ拠点及び関係するボランティア等への衛生管理・品質管理研修を行う。
◎受け入れた寄付食品の在庫状況を物流ネットワーク内及び子ども食堂等の運営団体と共有する。（なお、情報システムは資金分配団体が提供するものを使用することとする。）
◎食品以外の寄付や新たに生まれたサービスについて情報発信する。 |
|--------------------------------------|--|

企業等による社会貢献活動のプラットフォームづくりを目的とした活動

- 子どもの食の支援につながる多様な場所での社員ボランティアの参画を促す。
- 地域の事業者を含む実行委員会形式による研修会「食でつながるフェスタ」の企画開催を行う。（年1回）
- 地域の関係機関に働きかけ（企業の遊休スペースの活用等）、ハブ拠点の増設を図る。
- 連携によって生まれた新たな地域資源開発の事例を資金分配団体及び他実行団体と共有する。
- 企業との連携事例やネットワーク活用の好事例を発信し、企業の社会貢献活動を促進する。

多様な主体と連携して子どもの食育に貢献するための活動

- 食事を提供する子どもの居場所団体向けに食育・安全に食品を保管し提供するための研修を開催する。
- 様々な食の体験を通じた学びのプログラムを収集し発信する。

※助成対象経費については公募要項及びガイドラインをご参照ください。

4. 助成金額

1団体あたり3年間で上限1,643万円までの応募を可能とし、内容などを審査のうえ決定します。
各年度上限）2021年度 627万円 2022年度 600万円 2023年度 416万円（予定）
※助成金は、初年度は契約締結後3月下旬～4月上旬、次回以降は活動報告書の提出をもって、半年毎に支払います。

5. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要な事項を記入のうえ、データ（DVD又はUSB）と印刷書類（該当書類のみ）を同封して郵送にてご提出ください。

公募要領ダウンロード
(PDF形式)

公募ガイドライン
ダウンロード
(PDF形式)

申請書類のうち様式1～9については、下記からダウンロードしてください。
その他の提出書類（様式自由）については、公募要領をご覧ください。

提出に必要な申請書類

様式1 助成申請書 [\(word\)](#)

様式2 団体・事業概要 [\(word\)](#)

様式3 事業計画書 [\(pptx\)](#)

様式4 資金計画書 [\(excel\)](#) ・ 記入例 [\(pdf\)](#)

様式5 役員名簿 [\(excel\)](#)

様式6 規程類に含める必須項目確認書 [\(excel\)](#)

様式7 規程類の後日提出に関する誓約書 [\(word\)](#)

様式8 自己資金に関する申請書 [\(word\)](#)

様式9 申請書チェックリスト (word)

関係資料 new	・積算の手引き <u>(PDF)</u>
	・公募説明会 説明資料 <u>(PDF)</u>
	・事業計画書（資金分配団体） <u>(PDF)</u>
注意事項	・捺印のある書面は、その陰影が確認できる写しファイル・画像等のデータを添付ください。
	・データで提出するファイルは「（様式〇）～～」と上記と同じタイトルにしてください。
	・本公募事業は2021年4月開始となりますので、資金計画書の2020年度欄は未計上のままご提出ください。

6. 選考方法及び結果の通知と公表

選考のもと、2021年2月中に採否を決定します。選考にあたっては、電話やメールによる確認の他、東京での面談（オンラインの場合あり）又は直接訪問調査（2～3月中）を行います。

なお、実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。

助成が決定した事項団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

《不適正行為等の通報窓口》

休眠預金等活用法に基づく助成事業の適正化を図る観点から、「JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン」を設置しております。

- 利用できる方 各資金分配団体及び実行団体（予定）の役職員等
- 受付窓口「JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン」
- 通報先：janpia-bzhl@integrex.jp

「休眠預金制度」とは

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくい、既存施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。これらの解決に資するため、10年以上入出金が確認できない休眠預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）が、平成30年1月1日に全面施行されました。

全国食支援活動協力は、同法に基づく資金分配団体として、民間公益活動を行う団体（実行団体）の公募を実施します。

「民間公益活動を促進するための休眠預金制度に係る資金の活用に関する法律」の概要（PDF形式：160KB）

「食の物流支援ネットワーク整備プロジェクト」実行団体募集に関する問い合わせ
一般社団法人全国食支援活動協力会 平野・大池・前川・井藤
E-mail：saposen@mow.jp

【問い合わせ先】

〒158-0098東京都世田谷区上用賀6-19-21
一般社団法人全国食支援活動協力会（旧：全国老人給食協会）
電話番号（平日）：03-5426-2547
FAX番号：03-5426-2548
メールアドレス：infomow@mow.jp

Home	about us	activities	members	join us	archive
ホーム	組織の概要	食事サービスとは	会員団体	加入申込	資料

Copyright © 2018 一般社団法人全国食支援活動協力会 All Rights Reserved.

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
食の物流ネットワーク整備プロジェクト

事業名	九州沖縄子ども食堂「食」の連携事業 ～九州沖縄 ONE TEAM～子ども達の健やかな成長を目指して～	
団体名	特定非営利活動法人チャイルドケアセンター	
所在地	福岡県	
事業の概要	九州沖縄地域のこども食堂の運営に関して、寄付食品等の物の流れの問題や、人材が不足している実態が顕在化しており、地域間で大きな格差が生じていることが明らかになった。この格差を平準化するため、福岡と九州各県（長崎、鹿児島、佐賀、大分、宮崎、熊本、沖縄）を結ぶ ICT を活用した情報ネットワークシステムを構築し、物の流れを効率的かつ円滑にするとともに、事業のコーディネート役を担う人材の育成に取り組む。	
事業期間	3 年	
助成額	助成金	17,251,000 円（※申請金額） （直接事業費 13,970,000 管理的経費 2,460,000 評価関連経費 821,000）
審査コメント	・これまで県単位でおこなわれてきた食品等寄付の子ども食堂等への分配については実績がある。地元企業・市民との既存の関係をベースに、情報システムや物流システムを導入してより実効性の高い支援を行っていくという想定で、実現性は高いと感じる。 ・九州沖縄 ONETEAM に参加してネットワーク団体の設立を予定しており、九州沖縄各県の間支援組織（11 団体）と連携する広域的なロジ・ハブネットワークの構築が期待できる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

事業名	『共食』と『食育』でつなぐ子ども居場所物流整備事業	
団体名	特定非営利活動法人NPOホットライン信州	
所在地	長野県	
事業の概要	年間3万人と言われる自殺が日本の社会問題となり、長野県は教育県でありながら自殺率は高く、特に、未成年の自殺率が全国ワーストと言われ、更に多発する災害や新型コロナ禍の影響が、子どもや生活弱者にしわ寄せが及んでいます。子どもたちの支援の場である「こども食堂」も、猛威を振るうコロナ禍で『3密』回避をした居場所作りが急務です。 現在、プレハブ冷凍、冷蔵庫を導入する事により年々増える支援需要と支援供給、食料品の衛生管理の不安を解消し、信州こども食堂ネットワークによるフードパントリーを活かした、「共食」と「食育」からつなぐ「子ども居場所創り」を展開しています。 本事業では、支援が継続的なものとなるために、企業や行政との連携を深め、子ども達を中心とする地域コミュニティ創造のために地域資源開発を目的としたプラットフォームを構築します。	
事業期間	3年	
助成額	助成金	17,220,000 円（※申請金額） （直接事業費 13,940,000 管理的経費 2,460,000 評価関連経費 820,000）
審査コメント	・「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」を用いて整備した冷蔵・冷凍庫を活用した「子どもの居場所創り」は確実に推進されており、現在、県内93カ所で地域に密着した子ども食堂を支援している。 ・南北300キロある長野県内に支援拠点を増やすことで、3年後に150カ所、10年後に全小学校区（370）に子どもの居場所をつくるという事業目標には高い現実味がうかがえる。 ・多くの専門職がボランティアとして関わっており、生活困窮者の生活支援に多角的に取り組んでいる。 ・行政との連携が、今後より積極的に取られることも望まれる。 ・組織の基盤強化、持続可能性を鑑み、事務局体制の強化や若い担い手の育成（雇用促進）について長期的な構想が検討されるよう期待される。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

事業名	麒麟のまち地域食堂ネットワーク構築プロジェクト	
団体名	鳥取市地域食堂ネットワーク	
所在地	鳥取県	
事業の概要	鳥取市と周辺４町、兵庫県２町で形成する「麒麟のまち連携中枢都市圏」のまちづくりに連動した取り組みである。麒麟のまち創生戦略会議（各市町の首長で構成）で検討される連携中枢都市圏ビジョン事業として、政策的計画に連動し実施することができる。地域食堂の所管課である鳥取市中央人権福祉センターとの緊密な連携を図る。 本プロジェクトは、中核都市に集中する企業をはじめとする社会資源により得られる支援等を広域に活用する。地域食堂（こども食堂）の活動を支援する企業からの食材と地域食堂（こども食堂）とのマッチングを行う。そして、廃棄される食品・物品の利活用を進め食品ロスの削減をすすめる。	
事業期間	３年	
助成額	助成金	17,023,000 円（※申請金額） （直接事業費 16,241,000 管理的経費 0 評価関連経費 782,000）
審査コメント	・任意団体だが、法人化を計画している。複数年度事業実施のプロセスで寄付を集め、団体としての信頼性を高めることで、組織基盤強化につながることを期待される。 ・こども食堂 23、企業が 30 社以上、子どもの居場所に関心を寄せて協力体制がつくれているので、その強みをいかした事業の推進が期待される。 ・事務局団体は生活困窮者自立支援事業を所管しており、生活困窮者に食料支援が届くよう配慮もされられると思われる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

事業名	北海道食ネットワーク事業 フードロスを防ぎ、北海道に食のネットワークを構築事業	
団体名	一般財団法人北海道国際交流センター	
所在地	北海道	
事業の概要	北海道の企業や第一次産業の寄付を集めるために、北海道全域に対して広報活動と協力要請を行う。特に北海道を7エリアに分けて考えて、更に、札幌圏を考慮した場合、各エリアをハブ拠点として、冷蔵庫を設置に、生ものの対応にも考慮することで、あらゆる食品の流通を北海道内に作ることができる。また、本州からの食の玄関口（トラック・新幹線）として函館を位置づけ、北海道と本州をつなぐロジ拠点としての活動を行う。	
事業期間	3年	
助成額	助成金	17,226,000 円（※申請金額） （直接事業費 14,786,000 管理的経費 1,720,000 評価関連経費 720,000）
審査コメント	・食が豊かな地域性を活かして、多くの食品を流通することができる。 ・広大な北海道を7つのエリアに分け、それぞれの地域をとりまとめて活動できる団体と繋がっている。拠点を持つところと既に繋がりはじめており、実効性がある。 ・多様性のある活動の主体者が参画できる組織的な土壌を持っている点で評価できる。 ・国際交流、援農、生活困窮者自立支援事業等、多分野における幅広い中間支援団体としての強み、ネットワークを活かして既存のこども食堂ネットワークとは違う角度から広大な地域の課題解決の仕組み作りとして期待できる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

事業名	物流ネットワーク整備事業 フードバンク活動におけるロジ拠点ハブ拠点整備による物流の効率化	
団体名	特定非営利活動法人フードバンク山口	
所在地	山口県	
事業の概要	フードバンク活動において、企業からの大量の食品寄贈に対応するための食品の保管場所の確保と拠点間の物流機能の強化が課題となっている。本プロジェクトではロジ拠点となる食品保管場所とハブ拠点となる食品の分配拠点の整備、ならびに拠点間の効率的な物流システムを整備することで、食品ロスの削減と支援量の増加および効率化を目的とする。	
事業期間	3 年	
助成額	助成金	17,257,000 円（※申請金額） （直接事業費 14,121,000 管理的経費 2,380,000 評価関連経費 756,000）
審査コメント	・ 7つのハブ拠点があり、行政や企業、社会福祉法人など多様な主体が場所を提供している。 ・ 「フードバンク山口」と、86 団体が参加する「山口県子ども食堂・こどもの居場所ネットワーク」の両方で活動するスタッフがおり、フードバンクから子ども食堂への食品支援を効率的・持続的にできる点で評価できる。 ・ 民間企業と連携して、店舗に食糧支援を受け取る拠点を設置する連携がある。モデルとして、他地域に展開できるノウハウ共有を期待する。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

団体名	所在地	事業名	事業概要
特定非営利活動法人チャイルドケアセンター	福岡県	九州沖縄子ども食堂「食」の連携事業 ～九州沖縄ONE TEAM～子ども達の健やかな成長を目指して～	九州沖縄地域のこども食堂の運営に関して、寄付食品等の物の流れの問題や、人材が不足している実態が顕在化しており、地域間で大きな格差が生じていることが明らかになった。この格差を平準化するため、福岡と九州各県（長崎、鹿児島、佐賀、大分、宮崎、熊本、沖縄）を結ぶICTを活用した情報ネットワークシステムを構築し、物の流れを効率的かつ円滑にするとともに、事業のコーディネート役を担う人材の育成に取り組む。
特定非営利活動法人NPO ホットライン信州	長野県	食でつなぐ～信州こども食堂	年間3万人と言われる自殺が日本の社会問題となり、長野県は教育県でありながら自殺率は高く、特に、未成年の自殺率が全国ワーストと言われ、更に多発する災害や新型コロナ禍の影響が、子どもや生活弱者にしわ寄せが及んでいます。子どもたちの支援の場である「こども食堂」も、コロナ禍『3密』回避をした場作りが急務です。 現在、プレハブ冷凍、冷蔵庫を導入する事により年々増える支援需要と支援供給、食料品の衛生管理の不安を解消し、信州こども食堂ネットワークによるフードパントリーを活かした、「共食」からつながる「子ども居場所創り」を展開しています。 本事業では、支援が継続的なものとなるために、企業や行政との連携を深め、子ども達を中心とする地域コミュニティ創造のために地域資源開発を目的としたプラットフォームを構築します。
鳥取市地域食堂ネットワーク	鳥取県	麒麟のまち地域食堂ネットワーク構築プロジェクト	鳥取市と周辺4町、兵庫県2町で形成する「麒麟のまち連携中枢都市圏」のまちづくりに連動した取り組みである。麒麟のまち創生戦略会議（各市町の首長で構成）で検討される連携中枢都市圏ビジョン事業として、政策的計画に連動し実施することができる。地域食堂の所管課である鳥取市中央人権福祉センターとの緊密な連携を図る。 本プロジェクトは、中核都市に集中する企業をはじめとする社会資源により得られる支援等を広域に活用する。地域食堂（こども食堂）の活動を支援する企業からの食材と地域食堂（こども食堂）とのマッチングを行う。そして、廃棄される食品・物品の利活用を進め食品ロスの削減をすすめる。
一般財団法人北海道国際交流センター	北海道	北海道食ネットワーク事業 フードロスを防ぎ、北海道に食のネットワークを構築事業	北海道の企業や第一次産業の寄付を集めるために、北海道全域に対して広報活動と協力要請を行う。特に北海道を7エリアに分けて考えて、更に、札幌圏を考慮した場合、各エリアをハブ拠点として、冷蔵庫を設置に、生ものの対応にも考慮することで、あらゆる食品の流通を北海道内に作ることができる。また、本州からの食の玄関口（トラック・新幹線）として函館を位置づけ、北海道と本州をつなぐロジ拠点としての活動を行う。

団体名	所在地	事業名	事業概要
特定非営利活動法人フードバンク山口	山口県	物流ネットワーク整備事業 フードバンク活動におけるロジ拠点ハブ拠点整備による物流の効率化	フードバンク活動において、企業からの大量の食品寄贈に対応するための食品の保管場所の確保と拠点間の物流機能の強化が課題となっている。本プロジェクトではロジ拠点となる食品保管場所とハブ拠点となる食品の分配拠点の整備、ならびに拠点間の効率的な物流システムを整備することで、食品ロスの削減と支援量の増加および効率化を目的とする。

暫定版 20201126

2020 年度

「民間公益活動を促進するための休眠預金等
に係る資金の活用に関する法律」に基づく

実行団体公募要領

2020 年 11 月

一般社団法人全国食支援活動協力会

目次

1. 趣旨	3
2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿	3
3. 実行団体に期待される役割	4
4. 優先的に解決すべき社会の諸課題	4
5. 実行団体への助成事業に関して	5
6. 申請資格要件	6
7. 助成方針等	6
8. 選定について	8
9. 申請の手続き	9
10. 経費について	14
11. 選定の流れ	15
12. 選定時の審査項目	16
13. 審査結果の通知と公開	17
14. 選定後について	17
15. 事業の評価	19
16. 基盤強化について	20
17. 実行団体に対する監督について	20
18. 外部監査の実施	21
19. 助成金の使途	21
20. 選定の取消し等	21
21. 助成金の返還	22
22. 加算金及び延滞金	22
23. 不正等の再発防止措置	22
24. 情報公開	23
25. 資金提供契約	23
26. 説明会の開催	24
27. 問い合わせ先	24

1. 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくい、既存施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。これらの解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない休眠預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」(以下「法」という。)が、平成30年1月1日に全面施行されました。

また、新たな課題として、新型コロナウイルス禍において、「三つの密」の回避などの「新しい生活様式」を人々に求めることとなるなど、経済・社会にこれまでにない変化をもたらしており、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、行政が対応困難な社会的課題が増えています。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」という。)が、同法に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」という。)に対して助成を行う資金分配団体の公募(2020年度通常枠)を実施した結果、私たち一般社団法人全国食支援活動協力が採択されました。実行団体の公募を以下の要領に沿って実施します。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用による目的は、以下の2点です。

- ・国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ・民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで、

- ・社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、
- ・資金分配団体や、実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、
- ・社会課題の解決に向けた取組が強化されます。
- ・また、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上及び国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の達成に貢献することも期待されます。

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダー(多様な関係者)に対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められますので、そのための事業評価の実施も重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織の能力強化を目的

とした伴走支援に重点をおいています。

3. 実行団体に期待される役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

4. 優先的に解決すべき社会の諸課題

次の 1)～3) の領域について特定された 7 つの優先すべき社会の諸課題（下記参照）のうち、本公募により、助成する民間公益活動では、1) 子ども及び若者の支援に係る活動 ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 の解決を目指しています。実行団体は、事業を提案するにあたり、以下の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。かつ、このほかに事業内容に該当する優先すべき社会の諸課題がある場合は、下記より目指すべき成果目標をご提示ください。

〈3 つの領域と優先すべき社会の諸課題〉

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④ 働くことが困難な人への支援

⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑥ 地域の働く場づくりの支援

⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

5. 実行団体への助成事業に関して

本助成事業の概要は、以下のとおりとなります。

・採択事業名：食の物流ネットワーク整備プロジェクト

・事業種別：イノベーション企画支援事業

・解決すべき社会の諸課題（3つの領域）（7つの諸課題）：

休眠預金等交付金に係る資金を用いて優先すべき社会の諸課題のうち、本事業では「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」により

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 の解決を目指しています。

・実行団体に期待する活動概要：応募ガイドライン p.3 参照

・事業期間：2021年4月1日～2024年3月31日

・採択予定実行団体数：5団体程度

・総事業費（助成方針等の注記「総事業費と助成額等の関係について」を参照）

・1団体あたりの助成額（※上限及び目安）：

2021年度 627万円 2022年度 600万円 2023年度 416万円

・対象となる団体：

下記の解決に向けて、物流ネットワーク整備の一環として「ロジスティック拠点」を担い、

「ハブ拠点」を設置することで、食支援活動を行う地域団体を支援する中間支援団体

●こども食堂に寄付される食品に多様性が乏しく、子どもの食の乱れの改善に結びついていない現状

●こども食堂実施団体の運営基盤が脆弱にもかかわらず自己資金で食品を購入し、活動を続けている現状

- 販売されない未利用品を受けとめる物流ネットワークがないことで、食べられる食品が廃棄されている現状

- ・対象地域：全国のうち5地域を予定
- ・公募期間：2020年12月1日～2021年1月8日（金）まで

6. 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。

法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります（「11. 選定時の審査項目」参照）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体
- (9) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ② 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

7. 助成方針等

- (1) 実行団体に対する助成の方法は、資金分配団体である弊団体（以下、「弊団体」という。）の2020年度事業計画の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

- (2) 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。
- (3) 実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率（※）を設定し、事業に係る経費の 20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討いたしますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。

※補助率については下記をご参照ください。

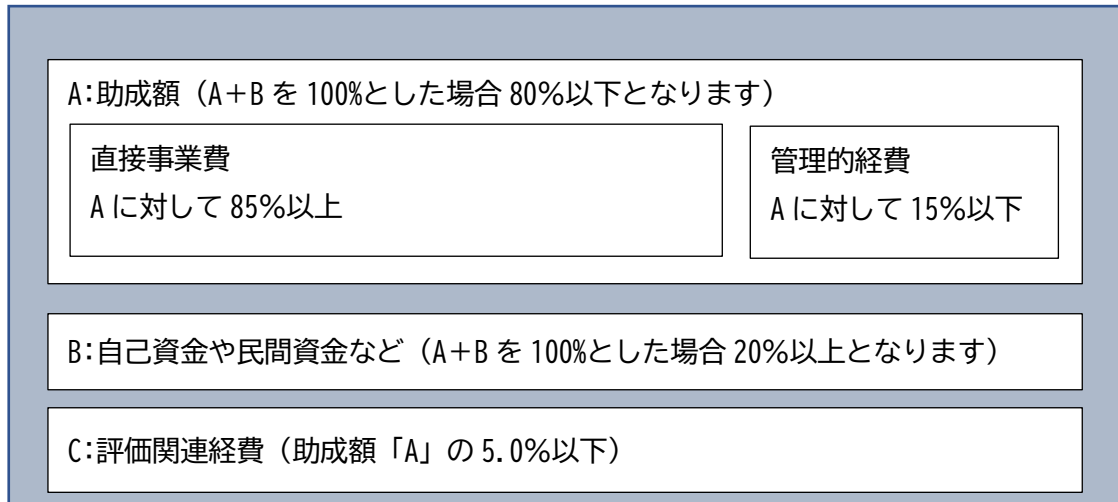
- (4) 弊団体は、最長 3 年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、別途資金提供契約（資金分配団体と各実行団体が締結する契約）に定めることとします。
- (5) 実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大 15%とします。
- 総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等（人件費の幅または平均値）を特記して Web サイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします（「10. 経費について」参照）。
- (6) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。ただし、助成金の支払いは年度ごとに確定し精算するものとします。（なお、「14. 選定後について（3）総事業費の管理と助成金の支払い」を参照）

※注記：総事業費と助成額等の関係について

総事業費＝A（助成額）＋B（自己資金や民間資金など）＋C（評価関連経費）

- 総事業費（A+B+C）から評価関連経費（C）を除いた事業に係る経費（A+B）を 100%とした時、助成額（A）は 80%以下、自己資金や民間資金（B）は 20%以上となります。
- 補助率＝助成額（A）÷事業に係る経費（A+B）
- また、助成額（A）の内訳については、直接事業費が 85%以上、管理的経費が 15%以下となります。

【総事業費の概要】



8. 選定について

(1) 選定配慮事項と優先選定

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
中間支援スキル	これまで中間支援業務・ネットワーク形成の実績があるかどうか。特に企業や行政との連携、協働事業の実践の有無

(2) また、以下①～③の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成を受けることは可能とします。

- ③ 本事業により助成する民間公益活動による社会的成果の最大化の観点を重視します。
そして、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。
- また、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。
- ④ 新型コロナウイルス対応緊急支援枠と重ねての申請も可能ですが、同一事業について緊急支援枠と通常枠に申請することはできません。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定までに要する全ての費用については、各申請団体（実行団体に申請する団体。以下同じ）の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に指定されなかったことによる一切の損害等について弊団体が責任を負うものではありません。

9. 申請の手続き

公募期間

公募期間は 2020 年 12 月 1 日から 2021 年 1 月 8 日までです。

申請方法

弊団体所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、弊団体ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
＜申請書類＞様式 1～13 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ（DVD 又は USB に保存）	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

提出期限：2021 年 1 月 8 日必着

- ・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。
- ・データで提出するファイル名は、「(様式○) ～～」と下記表と同じタイトルをつけてく

ださい。

▶提出書類

申請書類一式（様式 1～13）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。

申請に必要な書類	
申請書類	(様式 1) 助成申請書 (様式 2) 団体・事業概要 (様式 3) 事業計画書 (様式 4) 資金計画書 (様式 5) 役員名簿 (様式 6) 規定類に含める必須項目確認書 (様式 7) 規程類の後日提出に関する誓約書 (様式 8) 自己資金に関する申請書 (様式 9) 申請書類チェックリスト
団体情報に関する書類	・定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの） ・登記事項証明書（無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの） 発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し ・事業報告書(過去 3 年分) ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出
決算報告書類	・貸借対照表 ・損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） ・監事及び会計監査人による監査報告書 ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。 ※監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。
その他の参考資料	団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料（任意）

規程類 ※次頁＜規程類について＞を参照

- ・社員総会・評議員会の運営に関する規程
- ・理事会の運営に関する規程

- ・役員及び評議員の報酬等に関する規程
- ・職員の給与等に関する規程
- ・理事の職務権限に関する規程
- ・倫理に関する規程
- ・利益相反防止に関する規程
- ・コンプライアンスに関する規程
- ・公益通報者保護に関する規程
- ・情報公開に関する規程
- ・文書管理に関する規程
- ・リスク管理に関する規程
- ・監事の監査に関する規程
- ・経理に関する規程
- ・組織（事務局）に関する規程

<規程類について>

- (1) 規程類に関しては、公募要項別添 1 及び様式 11「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
- (2) 提出していただく規程類（自団体で持っている規程や指針等）には別添 1 の必須項目が含まれていることを確認してください。但し、必須項目に関して提出期日までに提出が難しい規程類がある場合は、申請前に資金分配団体までご連絡ください。
- (3) 以下の規程類の名称と提出頂く名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類（自団体で持っている規程や指針等）を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。
- (4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。その際には、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

公募説明会の開催

※詳細・申込方法は全国食支援活動協力会ホームページを参照

(1) 日時

- | | | | | |
|-------|--------------|-------------|-------|-------------|
| 第 1 回 | 12 月 8 日（火） | 10：00～11：30 | 個別相談会 | 11：30～12：30 |
| 第 2 回 | 12 月 14 日（月） | 13：30～15：00 | 個別相談会 | 15：00～16：00 |

(2) 会場

いずれも Zoom によるオンライン開催とします

- (3) 内容
- 1) 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿・活用の流れ・助成方針等
 - 2) 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」の概要
 - 3) 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」の応募要領について
- 質疑応答 -

※終了後、個別相談を受け付けます。助成対象や内容、必要書類、手続き等について個別に質問がある方は、お尋ねください。

申請に必要な書類

<申請様式>

申請に必要な様式は、以下の様式1から様式9があります。

- (様式1) 助成申請書
- (様式2) 団体情報
- (様式3) 事業計画書
- (様式4) 資金計画書
- (様式5) 役員名簿
- (様式6) 規程類に含める必須項目確認書
- (様式7) 規定類の後日提出に関する誓約書
- (様式8) 自己資金に関する申請書
- (様式9) 申請書類チェックリスト

<団体情報に関する書類>

- 定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの）
- 登記事項証明書（登記していない場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの）
発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し
- 事業報告書(過去3年分)
※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出

<決算報告書類（過去3年分）>

設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。

監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合は提出してください。

- 貸借対照表

- 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- 監事及び会計監査人による監査報告書

<規程類>

- 社員総会・評議員会の運営に関する規程
- 理事会の構成に関する規程（理事会が設置されていない場合を除く）
- 理事会の運営に関する規程（理事会が設置されていない場合を除く）
- 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- 職員の給与等に関する規程
- 理事の職務権限に関する規程
- 倫理に関する規程
- 利益相反防止に関する規程
- コンプライアンスに関する規程
- 内部通報者保護に関する規程
- 情報公開に関する規程
- 文書管理に関する規程
- リスク管理に関する規程
- 監事の監査に関する規程
- 経理に関する規程
- 組織（事務局）に関する規程

- (1) 規程類に関しては、別添 1 及び「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
- (2) 提出していただく規程類（自団体で持っている規程や指針等）には、別添 1 の必須項目が含まれていることを確認してください。
- (3) 以下の規程類の名称と提出いただく名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類（自団体で持っている規程や指針等）を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。
- (4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。申請後に規程類を提出するときは、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

<その他の参考資料>

団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。

10. 経費について

詳細は別途定める「積算の手引き」及び「精算の手引き」を参照してください。

(1) 積算について

実行団体1団体あたり、最長3年間の事業に対する最大の助成額の目安は、1,643万円です。

対象となる経費は、民間公益活動の実施に必要な経費とし、個別の資金提供契約において最終決定されるものとします。

- 様式4「資金計画書」は、申請団体が通常使用する会計費目を使用して作成してください。
- 複数年度にわたる事業の場合には、各事業年度及び事業期間全体の資金計画を作成してください。
- この事業に関する事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 各費目は算出根拠を示す必要があります。
- 謝金、賃金、旅費、交通費については、弊団体と実行団体とで協議の上ルールを決めていただきます。ただし、その場合でも社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあります。

【資金計画書作成時の留意点】

- ① 資金計画書は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業費について記載してください。助成対象経費は、以下の表に基づき、直接事業費と管理的経費とに大きく分けた上で、申請団体が通常使用する会計費目で分類してください。

分 類	定義・留意点
直接事業費	- <u>実行団体による民間公益活動の実施に直接係る活動経費のうち、支出に係る証拠書類を提出することが可能な費用です。</u> 例：謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、人件費（当該事業に従事する業務従事者の給与）など - 助成額の85%以上としてください。
管理的経費	- 役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、又活動を実施するための調査費等です。 - 助成額の最大15%とします。 - 申請事業の経費として特定することが困難な費用については、

	他事業と按分して、算出根拠を明らかにしてください。
--	---------------------------

- ② 評価の確実な実施を図る観点から、評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費（評価関連経費については助成額とは別枠で助成額の 5.0%以下を助成します。）を助成額と別枠で申請可能です。このため、社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費（以下「評価関連経費」という）については「管理的経費」に積算する必要はありません。

【対象外経費について】

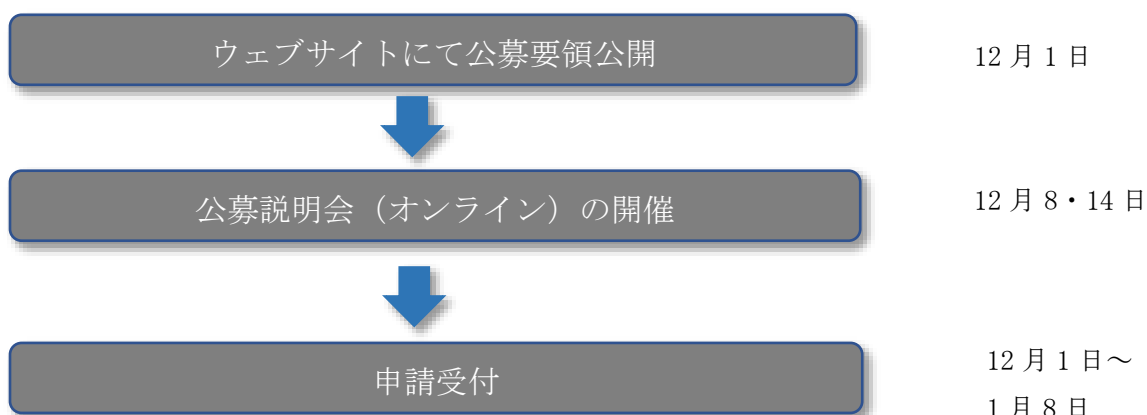
- ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金
- 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- 個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

11. 選定の流れ

- (1) 申請団体の面談を行うとともに必要に応じて現地調査を行います。
- (2) 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査が行われます。
- (3) 弊団体の理事会等（意思決定機関）で決定します。
- (4) 審査の結果は申請団体に対し、文書にて通知します。
- (5) 選定結果の情報の公表

※公表内容については、「13. 審査結果の通知と公開」を参照してください。





実行団体の審査、選定・通知

2月中を予定

12. 選定時の審査項目

実行団体の選定にあたっては、以下を審査項目とします。

<審査の着眼点>

以下の視点で審査を行います。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を選定しないこと
※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。
-資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあり原則として避けるべきであり、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
-実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
- ② 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていること
- ③ ガバナンス・コンプライアンス体制等については、資金分配団体が整備等を行うガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指していること
ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する諸規程については、別添1の必須項目を資金提供契約締結までに提出すること
なお、別添1で契約期間中に提出すべきとされているものについては「提出書類に関する誓約書」で提出を誓約すること（ただし、別添1の注記をご参照ください）
- ④ 事業計画書において、達成すべき成果、期間、助成期間終了後の活動イメージ、各事業年度における事業内容と必要な費用額、成果の実施時期及び評価の方法（14. 事業の評価で詳細を記載）が明示されていること
- ⑤ 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定（総事業費から評価関連経費を減じた額の20%以上は自己資金又は民間からの資金を確保）していること
ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じる。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則に戻すこと

13. 審査結果の通知と公開

(1) 通知方法

審査結果については、申請団体に対し文書で通知します。

(2) 情報公開

実行団体公募要領や公募に必要な書式については弊団体の Web サイト上で一般に公表します。

また、公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に弊団体の Web サイト上で公表します。

さらに、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を弊団体の Web サイト上で広く一般に公表します。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続して公表します。

また、上記に関しては情報公開承諾書（助成申請書の別紙となります。）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

14. 選定後について

(1) 休眠預金助成システム

JANPIAが開発するシステムで事業の進捗管理や評価結果等を報告していただくものです。休眠預金助成システムを使用して、JANPIA 及び資金分配団体、実行団体間で進捗管理や評価結果等をペーパーレスで迅速に共有し一元管理します。また、事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は基本的にすべて公開されます。

(2) 事業の進捗管理等

① 進捗報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、6 か月ごとの活動の進捗及び総事業費の使用状況について休眠預金助成システムを使って報告してください。

上記に加え、事業の進捗状況を把握するための協議を対面形式で毎月 1 回以上程度行います。この形式はインターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システム等を含みます。

② 年度末報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、各事業年度が終了するごとに、休眠預金助成システムにより、事業と収支の報告をしてください。

③ 翌事業年度の資金計画書の提出

実行団体は、指定された期日までに、当該時点における当該事業年度の精算見込書及び翌事業年度の資金計画書を提出してください。

(3) 総事業費の管理と助成金の支払い

① 指定口座の開設について

総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。

なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座(利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳がない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。

② 指定口座の管理

実行団体は、弊団体に対し、指定口座の預金残高や出金及び振込みに関する情報を提供又は報告してください。また、JANPIA がこれらの情報の提供又は報告について、ICT を活用した休眠預金助成システムを通じて行うことを要請した場合には、必要な協力をお願いすることがあります。

③ 支出管理

やむを得ない事由があると弊団体が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わず、原則として指定口座からの支出は請求書払い、振込、カード支払いによって行ってください。金額に関わらず、指定口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的などは記録してください(帳票のひな形は用意します)。

④ 支払い時期等

実行団体への助成金の支払いは、JANPIA から資金分配団体名に助成金が交付された後に、契約に基づき実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。

2020 年度は 2021 年 9 月までの助成金を支払います。ただし、初回の助成金の支払いから 2021 年 9 月末までの期間が 3 か月未満の場合は、初回の助成金支払いは当該 9 月末からの半年分を加えて支払います。2021 年 10 月に 2021 年 9 月末の進捗管理報告に基づいて、10 月から翌年 3 月分の助成金を支払います。

また、2022 年度以降は、原則として、4 月と 7 月と 10 月に分割して支払います。詳細は、積算の手引きを参照してください。

⑤ 使途等

総事業費の使途については、資金提供契約で認められたものに限定し、民間公益事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。支払証拠書類は、事業完了日が属する会計年度の終了後、5 年間保管してください。

(4) シンボルマークの表示

JANPIA が、休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを作成しました。事業実施に当たっては、このシンボルマークを表示してください。

具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」を参照してください。

(5) 事業完了報告

- ① 助成事業終了日から 2 週間以内に、休眠預金助成システムを使って弊団体に事業完了報告書を提出してください。
- ② 事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後 5 年を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等に JANPIA が立ち会う場合があります。
- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に係る書類データは保管してください。
- ④ 上記①、②に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行うことがあります。

(6) その他

助成金の積算、精算についての詳細は、別途「積算の手引き」及び「精算の手引き」にて詳細を定めます。

15. 事業の評価

- 休眠預金等に係る資金の活用には、国民の資産である休眠預金等を活用しているという性質上、その活用の成果を適切に評価し、国民の理解を得るために「説明責任を果たすこと」、活動を効果的・効率的に行うために「学びを改善につなげること」、民間公益活動団体全般の質の向上や資金・人材の獲得などにつなげるために「活かすこと」が求められます。
- 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- 資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。
- また、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的関心が高いもの等については、外部評価や第三者評価を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保することとします。なお、実施内容や実施時期については、実行団体、資金分配団体、JANPIA 間で協議の上決定します。

- 評価は事業を実施する前（事前評価）、中間時（中間評価）、事業終了時（事後評価）に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。
- 評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要があります。

16. 基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展をめざし、資金分配団体は実行団体の基盤強化を図るため、実行団体との対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価、教育・研修事業等の実施による基盤強化支援を行います。

評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費を助成額とは別枠で申請可能です。（「10. 経費について【資金計画書作成時の留意点】」を参照してください。）

17. 実行団体に対する監督について

(1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体または JANPIA が不正行為等を Web サイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

(2) 情報公開の徹底

- ① 資金分配団体は、選定された実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を資金分配団体の Web サイト上で公表します。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。
- ② 実行団体は、休眠預金助成システムを通じて実行団体における事業の進捗状況や評価結果、助成金の使用状況等について公表することが求められています。当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。これらの仕組みを通じて、資金分配団体は実行団体を適切に監督していることを確認します。
- ③ 資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における総事業費の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。
 - 1) 実行団体における本事業に係る財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること

- 2) 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、本事業に係る財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること
- 3) 不正等、内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、資金分配団体と協議の上 JANPIA が 1) 2) の措置を講じること

資金分配団体は、上記の措置のほか、

- 実行団体が行う事業の公正かつ適確な遂行のために必要な措置
- その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行のために必要な措置を講ずることができます。

18. 外部監査の実施

毎年度の決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めていただいても構いません。

なお、上記とは別途、必要と認める場合には証憑を監査することがあります。

19. 助成金の使途

- (1) 実行団体は、弊団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。また、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づき、本総事業費について費用間流用を行うことができます。ただし、人件費については、弊団体が承認した場合に限ります。
- (2) 実行団体は、本事業を実施するに当たって、本事業の実施により取得し、又は取得した財産を、助成期間中及び本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間（法人税法に定める原価償却資産の耐用年数が 5 年以内のものについては、その耐用期間に相当する期間とする。）は、本事業の実施のためのみに使用するものとし、資金分配団体の事前の書面による承諾なく、本事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分をすることはできません。

20. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は実行団体が次の以下のいずれかに該当するときは、その選定を取り消し、または期間を定めて本事業の全部若しくは一部の停止を求められることがあります。
 - a) 実行団体による本事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
 - b) 不正行為等があったとき
 - c) 関連法規等、これに基づく措置、処分等又は本契約に違反したとき
 - d) 上記に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合その他休眠預金等交付金に係る資金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、実行団体の選定に申請することができません。
- (4) (1)～(3)について、資金提供契約に定めます。

21. 助成金の返還

- (1) 以下に該当する場合は、弊団体は期限を定めてその返還を実行団体に求めることがあります。
 - ① 実行団体の助成金の辞退に伴い助成金の交付決定を取り消した場合において、既に実行団体が交付を受けている助成金。
 - ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において、取消しまたは停止に係る部分について既に実行団体が交付を受けている助成金。
- (2) 資金分配団体は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。
- (3) (1)～(2)について、資金提供契約に定めます。

22. 加算金及び延滞金

- (1) 実行団体は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を資金分配団体に納めなければなりません。
- (2) 実行団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかったときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を資金分配団体に納めなければなりません。
- (3) 資金分配団体は、(1)、(2)において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができます。
- (4) (1)～(3) について、資金提供契約に定めます。

23. 不正等の再発防止措置

- (1) 実行団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、関係者への処分、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について弊団体に報告するとともに、実行団体の Web サイト等で公表することとします。
- (2) (1)の事案が発生した場合、JANPIA 及び資金分配団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案の概要等を Web サイト等で公表することとします。また、不正使用

等の事案に係る者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講じます。

24. 情報公開

- (1) 資金分配団体は実行団体と協議の上、実行団体に対する助成の事実、本事業計画、報告その他の情報について、資金分配団体の事業報告書や Web サイト等に公開することができます。また、前述の通り休眠預金助成システムに登録された情報は公開できるものとします。
- (2) 資金分配団体は実行団体がその選定を取り消されたり、本事業の実施が停止されたりした場合、その事実や関連する対応については実行団体に通知の上、資金分配団体の Web サイトその他の媒体により公開することができます。
- (3) 資金分配団体は上記の公開を行うにあたり、実行団体やその他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとします。

25. 資金提供契約

資金分配団体は、この公募要領に定めるもののほか、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、資金提供契約において定めることとします。申請に当たっては資金提供契約の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

資金提供契約書の構成は次のとおりです。

第 1 章 助成対象事業等

- 第 1 条（助成対象事業）
- 第 2 条（事業の適正な実施）
- 第 3 条（進捗管理）
- 第 4 条（第三者への委託）
- 第 5 条（事業計画等）

第 2 章 助成金

- 第 6 条（助成金）
- 第 7 条（助成の対象）
- 第 8 条（管理的経費）
- 第 9 条（評価関連経費）
- 第 10 条（助成金の交付）
- 第 11 条（会計）
- 第 12 条（科目間流用）
- 第 13 条（本助成金の返還）

第3章 ガバナンス体制等

第14条（ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備）

第15条（不正行為等への対応）

第4章 成果評価

第16条（成果評価）

第5章 監督・選定取消し等

第17条（監督）

第18条（事業の完了報告）

第19条（情報開示）

第20条（選定の取消し・本事業の停止）

第21条（再選定の制限）

第6章 雑則

第22条（財産の処分の制限）

第23条（シンボルマークの活用）

第24条（情報公開）

第25条（通知）

第26条（経費負担）

第27条（秘密保持）

第28条（反社会的勢力の排除）

第29条（契約の解除）

第30条（損害賠償）

第31条（契約の有効期間）

第32条（契約終了後の効力）

第33条（完全合意）

第34条（地位の移転、譲渡の禁止）

第35条（第三者のためにする契約）

第36条（準拠法・合意管轄）

第37条（疑義の解決）

26. 説明会の開催（内定団体向け事前説明会）

内定団体向け事前説明会を行います。

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

開催予定日：2021年2月中を予定：東京都内（交通費・宿泊費補助あり）

27. 問い合わせ先

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547 （受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：http://www.mow.jp

担当：平野、大池（P0）、前川（P0）、井藤（P0）

別添 1.

提出していただく規程類(自団体で持っている規程や指針等)には表中の必須項目が含まれていることを確認してください。なお、項目により提出時期が異なります。

提出時期：

○資金提供契約締結時までに提出

△契約期間中に提出（注記：個々の実行団体の特性などを踏まえ、相応しくないものがあれば、実行団体と協議の上、現実的で実効性が担保できる対応について決めることとします。）

規程類に含める必須項目	実行団体 の整備義務	参考 JANPIA の規程類
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程		
(1)開催時期・頻度	○	・評議員会規則 ・定款 ※（7）に関して 社団法人においては、 特別利害関係を持つ 社員の社員総会への 出席ならびに議決権 の行使に関する除外 規定は必須としない こととします。
(2)招集権者	○	
(3)招集理由	△	
(4)招集手続	△	
(5)決議事項	○	
(6)決議（過半数か 3 分の 2 か）	○	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害 関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んで いること	○ なお、 右記※参照	
(8)議事録の作成	○	
● 理事会の構成に関する規程		
(1)理事の構成「各理事について、当該理事及びその配偶者又 は 3 親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと」という内容を含んでいること	○	・定款
(2)理事の構成「他の同一の団体の理事である者その他これに 準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数 の 3 分の 1 を超えないこと」という内容を含んでいること	○	
● 理事会の運営に関する規程		
(1)開催時期・頻度	○	・理事会規則 ・定款
(2)招集権者	○	
(3)招集理由	△	
(4)招集手続	△	

(5) 決議事項	○	
(6) 決議（過半数か 3 分の 2 か）	○	
(7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	○	
(8) 議事録の作成	○	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程		
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	○	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
(2) 報酬の支払い方法	△	
● 職員の給与等に関する規程		
(1) 基本給、手当、賞与等	○	・給与規程
(2) 給与の計算方法・支払方法	△	
● 理事の職務権限に関する規程		
JANPIA の定款（第 29 条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	△	・理事の職務権限規程
● 倫理に関する規程		
(1) 基本的人権の尊重	○	・倫理規程
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）	○	
(3) 私的利益追求の禁止	○	
(4) 利益相反等の防止及び公開	○	
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	○	
(6) 情報公開及び説明責任	○	
(7) 個人情報の保護	○	
● 利益相反防止に関する規程		
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	○	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員そ	○	

の他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		・審査会議規則 ・専門家会議規則
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	○	
● コンプライアンスに関する規程		
(1) コンプライアンス担当組織 コンプライアンスを担当する部署又は責任者が設置されていること	○	・コンプライアンス規程
(2) コンプライアンス委員会 コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は、上記（１）のコンプライアンスを担当する責任者を配置することで足りるものとする	△	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時 には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その 内容を公表する」という内容を含んでいること	○	
● 内部通報者保護に関する規程		
(1) ヘルプライン窓口 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとする	○	・内部通報（ヘルプライン）規程
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月 9 日）に沿って内部通報者保護規程を定めること	○	
● 情報公開に関する規程		
以下の 1. ～4. の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	△	・情報公開規程

● 文書管理に関する規程		
(1) 決済手続き	△	・ 文書管理規程
(2) 文書の整理、保管	△	
(3) 保存期間	△	
● リスク管理に関する規程		
(1) 具体的リスク発生時の対応	△	・ リスク管理規程
(2) 緊急事態の範囲	△	
(3) 緊急事態の対応の方針	△	
(4) 緊急事態対応の手順	△	
● 監事の監査に関する規程		
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	△	・ 監事監査規程
● 経理に関する規程		
(1) 区分経理	○	・ 経理規程
(2) 会計処理の原則	△	
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	△	
(4) 勘定科目及び帳簿	○	
(5) 金銭の出納保管	△	
(6) 収支予算	○	
(7) 決算	○	
● 組織(事務局)に関する規程		
(1) 組織(業務の分掌)	△	・ 事務局規程
(2) 職制	△	
(3) 職責	△	
(4) 事務処理(決裁)	△	

別添 2：コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1) コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2) 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等が明記された「コンソーシアム協 定書（案）」を提出していただきます。同時に、採択された場合は資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結する旨の誓約書を提出していただきます。
- 3) 「コンソーシアム協定書（案）」については、書式を JANPIA WEB サイトからダウンロードしてください。作成の際に「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 4) 当該協定書の副本は参考資料として JANPIA との資金提供契約の締結時に JANPIA に提出していただきます。
- 5) 各構成団体で規程類を整備する必要があります。
- 6) 申請書類については、『9.「申請の手続き」申請に必要な書類』を参照してください。

一般社団法人全国食支援活動協力会 食の物流ネットワーク整備プロジェクト

応募ガイドライン

1. 食の物流ネットワーク整備プロジェクトについて

2020 年、新型コロナウイルス感染症拡大の危機というこれまでにない状況に直面し、子どもを取り巻く環境は一層厳しさ増しており、地域で安心して子育てをするためにこども食堂等の運営団体に寄せられる期待は一層高まっています。

一般社団法人全国食支援活動協力会では、2016 年から全国のこども支援団体・社会福祉協議会・行政・企業等とのネットワークでこども食堂の輪を広げる事業を実施しています。2019 年からは全国 4 か所に「こども食堂サポートセンター」を設置し、連携して、こども食堂等子どもの居場所を支援する団体のための情報提供・運営支援等を行っていますが、今年は特に企業に働きかけ、寄付や食品寄贈のマッチングに力を入れてきました。

コロナ禍の影響も背景に、企業には食品を寄付したい意欲はありますが、企業からの寄付食品が各地の小規模なこども食堂等の運営団体へいきわたるまでには様々な障壁があります。企業の寄付とこども食堂等の運営団体とのニーズのマッチングが進み、全国どここの地域であっても安定的に寄付を受けられ、持続的に運営していくためには、広域で寄付食品を受けとめることができる物流ネットワークの整備が必要だと考えます。そのため、本助成事業を通して、全国のこども食堂等の運営団体の持続可能性に資する「食の物流ネットワーク」づくりに意欲的に取り組む実行団体と協働できることを期待しています。

| 解決を目指す社会課題領域

休眠預金等交付金に係る資金を用いて優先すべき社会の諸課題（別紙参照）のうち、

1)子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

2)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を目指しています。

熱意をもって活動を行う団体の自立と発展を願い、皆さまの応募をお待ちしております。

| プロジェクト実施期間

2021 年 4 月に開始し、2024 年 3 月までに完了できるプロジェクトが、本事業の助成対象です。（3 か年事業のみ）申請書を記載する際、実施スケジュールを明記する必要があります。

他方、休眠預金事業のルールとして、助成が妥当かどうか採択後当会と作成する評価計画書に基づき「事前評価」「中間評価」「事後評価」の自己評価を行うほか、収支状況の月次報告が必須となります。

なお、助成決定後、6 月末までに改めて事業計画書及び評価計画書を提出いただきます。作成に関しては

当会のプログラム・オフィサー（PO）による伴走支援があります。（助成決定後にご案内します）

【事業期間】2021 年 4 月～2024 年 3 月

【採択予定実行団体数】5 団体程度

【助成総額】8,215 万円（予定）

【1 団体あたりの最大助成額】1643 万円（3 年度分上限）

2021 年度（上限）627 万円 2022 年度（上限）600 万円 2023 年度（上限）416 万円

【公募期間】2020 年 12 月 1 日（火）～ 2021 年 1 月 8 日（金）

※応募状況によっては限度額が変更される場合もあります。

2. 募集の内容

｜ 募集対象

下記の解決に向けて、物流ネットワーク整備の一環として「ロジスティック拠点」を担い、「ハブ拠点」を設置することで、食支援活動を行う地域の団体を支援する中間支援団体

- ・子ども食堂に寄付される食品に多様性が乏しく、子どもの食の乱れの改善に結びついていない現状
- ・子ども食堂実施団体の運営基盤が脆弱にもかかわらず自己資金で食品を購入し、活動が続いている現状
- ・販売されない未利用品を受けとめる物流ネットワークがないことで、食べられる食品が廃棄されている現状

｜ 本事業の中長期目標

- ・企業・NPO・地域住民・行政によって、多様な地域資源が豊饒化するプラットフォームが地域に生まれ、子ども・子育て家庭分野における互助サービスが充実する。
- ・「廃棄にしない」食品・物品の利活用のためのロジシステムを通じ、より多くの子ども達へ食支援をはじめとする資源の循環が生まれる。

｜ ロジスティック拠点（以下、ロジ拠点）とは

企業等から寄付食品を受け入れ、適切（温度・衛生状態・消費期限）に管理し、ハブ拠点への小分け配達作業を担う。

｜ ハブ拠点とは

ロジ拠点からの食品を受け入れてストックする、活動団体が取りに行ける場所に設置するランチ

2-1. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。

法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。（公募要項「11.選定時の審査項目」参照）

ただし、以下の場合は助成の対象となりません。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

2-2. 助成の対象となるプロジェクト

子ども食堂等食支援を行っている団体を支援する目的で、食の物流ネットワーク整備する、以下の活動を行う団体の運営資金を対象とします。(◎は必須活動です。)

｜ 私達の考える食支援活動とは

子ども食堂・多世代カフェ・コミュニティカフェ・フードバンク・フードパントリー等です。本事業の受益者母子生活支援施設等の福祉施設で行われる食の提供も含まれます。

①寄付食品を適切にストック・シェアできるロジ拠点・ハブ拠点整備のための活動

- ◎企業からの寄付食品を受け入れ、適切な状態でストックできる施設・設備を設ける。
- ◎ロジ拠点にコーディネーターを配置し、ハブ拠点への寄付食品の小分け配達・シェアの仕組みをつくる。
- ◎コーディネーターがハブ拠点及び関係するボランティア等への衛生管理・品質管理研修を行う。
- ◎受け入れた寄付食品の在庫状況を物流ネットワーク内及び子ども食堂等の運営団体と共有する。(なお、情報システムは資金分配団体が提供するものを使用することとする。)
- 食品以外の寄付や新たに生まれたサービスについて情報発信する。

②企業等による社会貢献活動のプラットフォームづくりを目的とした活動

- ◎子どもの食の支援につながる多様な場所での社員ボランティアの参画を促す。
- ◎地域の事業者を含む実行委員会形式による研修会「食でつながるフェスタ」の企画開催を行う。(年 1 回)
- ◎地域の関係機関に働きかけ(企業の遊休スペースの活用等)、ハブ拠点の増設を図る。
- ◎連携によって生まれた新たな地域資源開発の事例を資金分配団体及び他実行団体と共有する。
- 企業との連携事例やネットワーク活用の好事例を発信し、企業の社会貢献活動を促進する。

③多様な主体と連携して子どもの食育に貢献するための活動

- ◎食事を提供する子どもの居場所団体向けに食育・安全に食品を保管し提供するための研修を開催する。
- 様々な食の体験を通じた学びのプログラムを収集し発信する。

2-3. 助成の対象となるプロジェクト期間

2021 年 4 月 1 日（※契約締結後）から 2024 年 3 月 31 日迄に要する経費を対象とします。

2-4. 助成対象経費について

ロジ拠点・ハブ拠点を運営に要する経費のうち、原則として別表に定めるものを対象とします。

●備考●

助成額の一部を管理的経費に充てることができることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費です。助成額の最大 15%とします。総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してください。

詳しくは、公募要項 p.14「10.経費について」をご参照ください。

2-5. 助成金額

①助成総額予定： 8,215 万円上限

② 1 団体あたりの最大助成額： 1,643 万円（3 年度分上限及び目安）

③1 団体あたり 3 年間で上限 1,643 万円までの応募を可能とし、内容などを審査のうえ決定します。

各年度目安）2021 年度 627 万円 2022 年度 600 万円 2023 年度 416 万円

※上記助成額に対し、5%（約 82 万円/3 年）まで評価関連経費を別途積算計上することが可能です。

※助成金は、契約締結後、資金計画書に基づき 2021 年度上半期分をお支払いします。以降、進捗状況報告書の提出をもって、半期ずつに分けてお支払いします。

③助成対象期間：2021 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

●重要●

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることができます。ただし、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。補助率については公募要項 p.7 をご参照ください。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
--	------	------	-----

＜申請書類＞ 様式 1～13 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ（DVD 又は USB に保存）	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人全国食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

提出期限：2021 年 1 月 8 日（金）必着

- ・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。
- ・データで提出するファイル名は、「（様式○）～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶ 提出書類

申請書類一式（様式 1～9）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。（公募要項 p. 10 参照。）

申請に必要な書類	
申請書類	（様式 1）助成申請書 （様式 2）団体・事業概要 （様式 3）事業計画書 （様式 4）資金計画書 （様式 5）役員名簿 （様式 6）規定類に含める必須項目確認書 （様式 7）規程類の後日提出に関する誓約書 （様式 8）自己資金に関する申請書 （様式 9）申請書類チェックリスト
団体情報に関する書類	・定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの） ・登記事項証明書（無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの） 発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し ・事業報告書(過去 3 年分) ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出
決算報告書類	・貸借対照表 ・損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） ・監事及び会計監査人による監査報告書 ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。 ※監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提

	出してください。
その他の参考資料	団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料（任意）

規程類 ※＜規程類について＞を参照 ・社員総会・評議員会の運営に関する規程 ・理事会の運営に関する規程 ・役員及び評議員の報酬等に関する規程 ・職員の給与等に関する規程 ・理事の職務権限に関する規程 ・倫理に関する規程 ・利益相反防止に関する規程 ・コンプライアンスに関する規程 ・公益通報者保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・文書管理に関する規程 ・リスク管理に関する規程 ・監事の監査に関する規程 ・経理に関する規程 ・組織（事務局）に関する規程
--

＜規程類について＞

- (1) 規程類に関しては、公募要項別添 1 及び様式 6「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
- (2) 提出していただく規程類（自団体で持っている規程や指針等）には別添 1 の必須項目が含まれていることを確認してください。但し、必須項目に関して提出期日までに提出が難しい規程類がある場合は、申請前に資金分配団体までご連絡ください。
- (3) 以下の規程類の名称と提出頂く名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類（自団体で持っている規程や指針等）を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。
- (4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。その際には、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

4. 選考方法及び結果の通知と公表

【選考について】

(1) 選定配慮事項と優先選定

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
----------------	---

事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画(出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか 団体の先駆性や専門性、強みを活かした事業となっているか
新規性	新しい支援の仕組みづくりやこれまでにない支援者・機関の獲得を狙った計画となっているか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
中間支援スキル	これまで中間支援業務・ネットワーク形成の実績があるかどうか。特に企業や行政との連携、協働事業の実践の有無

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ①申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ②選定委員会による審議において、電話やメールによる確認の他、面談又は直接訪問調査（1月～2月中）を行います。
- ③資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】

2021年2月中に採否を決定します。

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。

助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

5. 助成金決定後の流れ

【スケジュール】

内定団体向け事前説明会	助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。状況によってはオンラインでの開催とします。 開催予定日：2021 年 2 月中を予定 会場：東京都内（交通費・宿泊費補助あり）
契約書の締結	3 月中に資金分配団体と実行団体とで契約の締結を行います。
助成金の交付	契約締結以降、所定の手続きを経て、すみやかに助成金（初年度半期分）を交付します。
事前訪問	2021 年 2 月～3 月で採択団体に訪問し、事業開始に向けた事前評価や事業計画書の確認を一緒に行います。

【その他】

- ・2021 年度に 2 回程度、22 年度以降も東京研修及び資金分配団体が主催する外部評価委員会に来ていただきます。状況によってはオンラインでの開催とします。（交通費・宿泊費補助あり）他にも中間報告会 22 年度に、成果報告会を 23 年度に開催するので、実行団体にはご参加頂くことを想定しています。
- ・自己評価点検のためにプログラム・オフィサー（PO）の他評価委員による訪問を予定しています。

6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書（領収書写し添付）、遠隔でのオンライン会議（毎月）のほか、助成期間中および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価が必須となります。

※評価計画書は、採択後当会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：http://www.mow.jp

担当：平野、大池（PO）、前川（PO）、井藤（PO）

【別表】 助成対象経費

助成対象事業	想定される経費（一部例）	対象にならないもの
①寄付食品を適切にストックできるロジ拠点・ハブ拠点を設置し運営する	●人件費 ●冷蔵・冷凍庫などの備品費 ●管理費 ●倉庫設置のための工事費 ●賃借料 ●車両運搬費 ●水光熱費 ●事務・消耗品費 ●通信費	・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金 ・会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
②企業の社会貢献活動等の地域資源開発を行う	●「食でつながるフェスタ」の開催費用 ●会議会場費 ●広報宣伝費 ●交通費	・個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等 ・助成決定金額の 50%を超える人件費
③多様な主体と連携して子どもの食育に貢献する	●食育プログラム開発のために係る費用 ●講師謝金、交通費 ●会場費	・通常の団体運営に関する経費（事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費など）
その他、事業広報、視察のための経費	●会議会場費 ●広報宣伝費 ●旅費、交通費	・助成対象事業から得られる収入の他事業への充当
自己評価のためにかかる費用	●アンケート作成・配布・集計のための費用 ●インタビューのための会場費 ●文献購入費	・当該団体の関連団体（団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など）への委託 ・自団体が支払い先となるような支出

※上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。

判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

休眠預金活用事業 事業計画書

基本情報

事業名	食の物流ネットワーク整備プロジェクト	バージョン	ver1_2020年11月初回契約時
資金分配団体	一般社団法人全国食支援活動協力会		
実行団体			
事業の種類	②イノベーション企画支援事業		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域	分野
1) 子ども及び若者の支援に係る活動	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的
・子どもが安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する。 ・子どもを含む多様な世代の食生活をめぐる問題の軽減、改善を目指す。 ・自立した食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長を支援する。
(2)団体の概要・活動・業務
住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動している。 (1) ネットワーク形成支援（連絡会議の開催、こども食堂等多機関の協働を推進する「食でつながるフェスタ」開催支援）／企業等支援団体とこども食堂のマッチング（助成・寄付制度の運用、寄付物品の斡旋）等

II.事業概要

実施時期	2020年11月～2024年3月	直接的対象グループ	中間支援団体（財団・地縁型・テーマ型他）・子ども・子どもを中心とした食の居場所実施団体	間接的対象グループ	子どもの保護者・子ども支援を行う地域団体・企業
対象地域	全国	人数	7500人（中間支援組織5団体にそれぞれハブ拠点が5ヶ所、前者とつながる子どもを中心とした食の居場所実施団体10団体、実施団体とつながる子ども30人として）	人数	5,000人（中間支援組織5団体の所在する地域にそれぞれ、子ども支援を行う地域団体20団体と団体につながる子どもの保護者・活動者が計50人として)及び、全国50企業、行政・社協などの関係25機関（中間支援組織5団体の所在する地域にそれぞれ5機関として
事業の概要	中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。企業にとっては、子どもを中心とした食の居場所等への寄付及び食品ロスの削減と共に、持続的に支援活動をおこなうことが可能になる。当会は、中間支援・ネットワーク団体が中核拠点とロジシステムを運営できるよう支援し、中核拠点とハブ拠点の間を多様な地域の団体（生協・運送業・社会福祉施設等）や企業の社員ボランティア等でつなげるよう関係構築をおこなう。交流セミナーや研修会等をつうじて多様なセクターに子ども支援活動への参画を促し、地域の学校や各種団体との連携で遊休スペースのハブ拠点としての活用を進め、地域のマルチセクターでの物流ネットワークを実現する。また、しくみが整備されることによって、これまで食品等の寄付の経験のない企業等からの物品提供も期待できる。遊休スペース等を活用してロジシステムを広げることで、寄付等地域資源の一層の活性化を図り、地域ぐるみでSDGs（1,3,12,3,17,17）の達成に寄与することが可能となる。				

III.事業の背景・課題

(1)社会課題
子どもを支援する活動に食品等を寄付したい企業は多いが、こども食堂をはじめとする子どもを中心とした食の居場所は開催頻度が低く、常設の拠点を持たない団体が多いため、配送や受け取りの負担、保管場所の不足により、企業とのマッチングはその潜在的な需要共有に対して非常に限定的である。一方で、食品関連事業者から発生する食品ロス量は年間約328万トンと推計（農水省、令和2年4月公表）され、その一部を子どもを中心とした食の居場所で活用するためには、新たなロジシステムが必要である。
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況
多くのこども食堂は補助・助成・委託等の公的支援を受けておらず、自己資金で食材調達をおこなっている。一方で、「食品ロス」の課題は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」（令和元年7月）において2000年度比で2030年度までに事業系ロスを半減させる目標が設定されており、「持続可能な開発目標」（SDGs）の1つでもあり官民あげての達成が期待されるが、両者をつなぐ恒常的な取り組みはみられない。
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義
多くのこども食堂をはじめとする子どもを中心とした食の居場所は地域の大人の”気づき”や”小さなおせっかい”で成り立っており、その活動は民間の互助により継続的に支えられることが、健全で成熟した市民社会のあり様である。ICT等の活用と広域的に標準化したロジシステムを整備することで、企業等の寄付等での参画を容易にし、且つ、水平展開が可能となる。新たな資源を呼び込み、地域の多様な事業者・各種団体とともに子どもが健やかに育つ環境を整備することができる。

IV.事業設計

中長期アウトカム
・企業・NPO・地域住民・行政によって、多様な地域資源が豊饒化するプラットフォームが地域に生まれ、子ども・子育て家庭分野における互助サービスが充実する。 ・「廃棄にしない」食品・物品の利活用が進み、メーカー事業者の廃棄量削減に貢献する

短期アウトカム（資金支援）	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
---------------	----	----------	----------	--------

01.支援地域において、こども食堂等居場所の運営が安定し、生鮮食品・タンパク質源を含む多様な食材を用いて食を通した居場所を提供できるようになる。	①(定量)子どもを中心とした食の居場所実施団体が負担する食材費の軽減率 居場所実施団体に届く食品、食品以外の物資の種類 ②(定性)こども食堂の開催頻度や運営形態の多様化	①運営に係る食材費の平均コストを算出予定。今まで受けたことのある寄付の食品群を事前調査。 ②ゼロとして設定	①子どもを中心とした食の居場所実施団体が負担する食材費が軽減し、担い手の負担が減ったり、運営が持続可能になる。寄付食材が多様化することで、メニューのバリエーションが増える。 ②食材が豊富になることで、子どもを中心とした食の居場所の開催頻度が増えたり、フードパントリー等新しい食支援活動が生まれる。	2024年3月
02.支援地域において、食材だけではなく新しい物資の支援マッチング事例が生まれたり、新しい生活支援サービスが生まれコミュニティの活性化に貢献することができるようになる。	(定性)支援地域において本事業の取組をきっかけに生まれた新しいサービスや活動団体の内容の質、活動に関わるメンバーの多様化	ゼロとして設定	食材だけではなく新しい物資の支援マッチング、生活支援サービスの事例が得られる。新しい地域での就労の形が生まれるような予感が見受けられる。	2024年3月

短期アウトカム（非資金的支援）	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
01.多様な人が地域に参加し循環するようになる	①本事業を通じて子どもを中心とした食の居場所やフードバンク的活動に参加した企業等支援機関やボランティア数 ②①のうち、何かしらの地域活動に継続的に活動している社員ボランティアの数 ③実行団体の支援地域内の県・市町社協や行政など本事業の事業推進に関与した人数	ゼロとして設定	①企業等10社及びボランティア延べ年間1万人以上が参与している ②50%以上 ③県・市町社協も事業の主旨を理解し応援してくれる関係ができる。行政の複数の課担当者が関与している	2024年3月
02.多様なモノ（食品や衣服、生活に必要なもの）が循環するようになる	①ロジシステムによって分配・シェアされた食品やモノの量 ②ロジシステムに登録している子どもを中心とした食の居場所実施団体の数 ③ロジシステムを使って食品物資等の支援を行った機関数・経済界分野の多様性	ゼロとして設定	①年間100t ②1000団体 ③企業10社、うち半数が単発ではなく継続的な支援である。食品メーカーだけでなく、他業界からもロジシステムを使った提供事例がうまれる。	2024年3月
03.企業・NPO・行政による共通プラットフォームの価値が可視化される（コレクティブインパクト）ようになる	①本事業の取組みが外部機関を通じて取り上げられた数 ②休眠預金事業の好事例モデルとして評価されているか ③企業等経済界が継続的にコミットできるようなマネタイズ化された事例	ゼロとして設定	①多様な業界（アカデミック含む）において、取組みが広く認知されている ②休眠預金事業の好事例モデルとして評価されている ③企業等経済界が継続的にコミットできるようなマネタイズ化された事例が生まれている	2024年3月

アウトプット（資金支援）	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
0101.支援地域に食料をストックできるハブ拠点の数が充足し、食品管理ができる質が担保されている。	(定量)支援地域におけるハブの数とハブ拠点を通じて食材を受け取る子どもを中心とした食の居場所の数 (定性)ハブ拠点の衛生管理状態	支援地域におけるフードバンク・フードパントリーの活動状況について事前調査を実施予定。	支援地域に必要な数分のハブ拠点が整備され、受け取った物がきちんと必要なところへ届けられる機能を有している。すべてのハブ拠点が品質保持管理の基準を満たしている。	2024年3月
0102.支援地域において、食品提供や冷蔵冷凍設備・遊休スペースの提供等、企業による社会貢献活動が促進する。	(定量・定性)①ロジシステム構築に参画する企業の数、関わり方 ②自治体・異業種機関の協力関係の変化	実行団体決定後、支援地域における地元企業・自治体→子どもを中心とした食の居場所への支援状況を調査する。	①ロジシステム構築に参画する企業数が初期値より増え、物の提供だけでなく社員ボランティアの参加など関わり方が深化する。 ②冷蔵冷凍設備の整備や維持費等に対し、助成財団からの助成や自治体から一部補助が受けられるといった協力事例が生まれる。	2024年3月
0201.支援地域における地域の実状やニーズ、子ども達の抱える課題に関心をもち、協議できる仲間が増える。	(定量)①宣伝媒体や会議等を通じて情報発信した回数や対象推定人数。 (定性)②協議メンバーの構成、子どもの貧困（体験や経験を含む）、社会的孤立に対する協議の内容と質	ゼロとして設定	①自発信だけでなく、メディアからの取材や掲載を依頼されるようになる。 ②現場と支援機関、分野専門家等と交え、事業終了後も定期的に意見交換のできる協議体が生きている	2024年3月
0202.企業や行政を巻き込み資源開発するためのプラットフォームができる。	実行団体が主催するネットワーク会議の構成メンバー	ゼロとして設定	実行団体が主催するネットワーク会議の参画メンバーの構成が多様になっている	2024年3月

アウトプット（非資金的支援）	指標	初期値/初期状態	目標値/目標状態	目標達成時期
0101.企業の社員による地域ボランティアへの参加が増える	①（定量）実行団体と連携してマッチングできた企業の社員ボランティア数 ②（定性）社員ボランティア参加者の地域活動への関心度	ゼロとして設定	①年間1万人 ②社員ボランティア参加者の地域活動への関心度が高まる	2024年3月
0102.企業がNPO等にプロボノ的に活躍できるようになる	①（定量）プロボノとして関わる企業や社員の数 ②（定性）参加したボランティアや受け入れ先の満足度	ゼロとして設定	①実行団体が戦略的な提携関係にあるプロボノ集団がいる ②プロボノによる活動が定着している	2024年3月
0103.行政区を横断したネットワークが生きている	圏域・広域のネットワークがあるか	実行団体が確定してから把握	圏域・広域のネットワークが生きている。初期状態よりも広がっている、またはコミットメントが増えている。	2024年3月
0201.企業等が定期的に子どもたちに食品をはじめとする物資を提供できるようになる	定期的に食品等物資の提供をしている企業の数	ゼロとして設定	10企業等が年に1回以上の定期的な支援をしている	2024年3月

0202.子どもを中心とした食の居場所等地域団体がモノをシェアできるようにする	ロジシステムに参画している地域団体の数	実行団体が確定してから把握	実行団体による事前評価に基づき設定	2024年3月
0301.多様なセクター（人的支援や教育的関わり、物資の提供など）を支援する企業が増える	企業による支援事例の内容と数	ゼロとして設定	地域のニーズと合致した各企業による支援が増えている／提供される支援の選択肢が増えている	2024年3月
0302.課題意識・目的を共有し、共に戦略を考える仲間になる	連携した企業や行政、実行団体とのネットワーク状況	ゼロとして設定	事業終了後も連携していく意向がみられる	2024年3月

アウトプット（資金支援）[No.1]に対する活動

活動内容（資金支援）	活動時期
子どもを中心とした食の居場所の実態調査を行い、活動日・頻度、寄付食品受入れ実績と希望の有無・受け入れ可能な寄付食品の量と内容を把握し、リスト化する。合わせて、企業	2021年4月～2021年10月
食品のシェアを担うハブ拠点との連携を進め、ロジ拠点との役割分担を行う。	2021年4月～2021年10月
ハブ拠点の運営者、子どもを中心とした食の居場所に対して、品質管理方法の研修を開催する。	2021年4～2024年3月　年1回

アウトプット（資金支援）[No.2]に対する活動

活動内容（資金支援）	活動時期
企業からの寄付の受け入れ量を増やすため、支援地域内の地元企業や団体（生協・社協）へ倉庫の遊休スペースの一部貸与や使用を開拓する。	2021年4月～2022年10月
子ども・居場所・食でつながる食フェスタを支援地域にて開催し、企業による社会貢献活動の事例を発信する。	2021年4～2024年3月　年1回
支援地域で新たに繋がった企業や連携事例をこども食堂サポートセンターや子どもを中心とした食の居場所を支える仕組み作りに参画する中間支援団体と共有する。	2021年4月～2024年3月　随時

アウトプット（資金支援）[No.3]に対する活動

活動内容（資金支援）	活動時期
こども食堂サポートセンターと連携して、子どもの成長や食育の取組みなどに社会的関心が集まるために、作戦を練る。	2021年4月～2022年3月
支援地域の関係機関に呼びかけ、子どもの成長や食生活の課題に関して意見交換を行う。	2021年4月～2024年3月　年2回
地域ラジオや広報誌などを通じて事業の発信を行う。	2021年4月～2024年3月　随時
広く地域住民等に関心をもってもらうために、食育や子どもの主体的な育ちについて紹介できる動画を制作する。	2023年4月～2024年3月
社会貢献活動に関心のある企業と共催して、社員向けに地域の社会課題に取り組む団体の活動や地域の子どもの実状を発信する。	2021年4月～2024年3月　随時
資金分配団体と連携して社員参加型の食育プログラム（ボランティア・研修）の企画・受け入れ先とのマッチングを行う。	2021年4月～2024年3月　随時

アウトプット（資金支援）[No.4]に対する活動

活動内容（資金支援）	活動時期
企業に子どもを中心とした食の居場所の活動を理解してもらうために交流セミナーや研修会の開催、活動現場への訪問機会をつくる。	2021年4月～2024年3月　年1回以上
資源循環を目的としたプラットフォームをつくるために、企業や行政に声をかけて、ネットワーク会議を年3回以上主催する。	2021年4月～2024年3月　年3回以上
企業や行政と一緒にロジックモデルの作成や見直しを行う。	2023年4月～2024年3月　年1回
本事業での取組の成果を発信するための報告会の開催、成果発信のための動画作成を行う。	2023年4月～2024年3月
事業で生まれたリソースを共有するために資金分配団体が主催する研修会に出席する。	2021年4月～2024年3月　年1～2回
地域資源が継続的に循環するための基金づくり等、ファンドレイジング活動を企画し実行する。	2022年4月～2024年3月

アウトプット（非資金的支援）[No.1]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
企業等社員ボランティアが子どもを中心とした食の居場所へボランティアとして参加する（参加できるようにマッチングする）	2020年12月～2024年3月　随時
企業等が地域で開催される子どものための催事にボランティアとして参加する（参加できるように紹介する）	2020年12月～2024年3月　随時
ホームページやSNSに企業等支援者に向けた相談窓口を設置する	2020年12月～2021年5月

アウトプット（非資金的支援）[No.2]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
企業の得意分野を生かして、実行団体と連携しながらNPO等地域団体の運営を手伝う（手伝えるようにマッチングする）	2020年12月～2024年3月　随時
ホームページやSNSに企業等支援者に向けた相談窓口を設置する	2020年12月～2021年5月

アウトプット（非資金的支援）[No.3]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
各地で開催している食フェスタの実行委員会同士が交流できる機会をつくる	2022年4月～2024年3月の間に2回
近県・近圏域の関係機関との連絡会議があれば、事業の広報や取り組み状況を発信させてもらえるよう、働きかける	2021年4月～2024年3月　随時
実行団体やこども食堂サポートセンター圏域ごとでつなげ、情報の流れや協力関係を築けるようにする	2021年4月～2022年3月
行政の横ぐしをさしたり、圏域の官民協働による好事例を学習会等で発信する	2021年4月～2024年3月　年1回

アウトプット（非資金的支援）[No.4]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
ロジ・ハブ拠点のロジシステムを構築し、物資が流れる実践検証を行う	2020年12月～2021年11月　随時
全国規模の企業からの支援を集約し、ロジ拠点に分配する	2020年12月～2024年3月　随時
子どもを中心とした食の居場所が受け取った寄付食品の感謝の気持ちを企業に伝える	2020年12月～2024年3月　随時
インタビュー等のメディア取材を受け、マッチングの実績を発信する	2020年12月～2024年3月　随時
企業との食品取扱に関する協定書を作成する	2020年12月～2021年3月
子どもを中心とした食の居場所の現場が必要としている食品やモノを把握して企業に伝える	2021年度中に調査検証
企業の食品ロスにかかるコストがどの程度削減可能か、具体的に提示する	2021年度中に調査検証
運用する寄付商品×物流を管理するためのデータベースの運用率をあげる	2021年4月～2024年3月
実行団体がハブ拠点にコーディネート（企業との交渉・調整）に関与できる体制を整備するのを支援する	2021年4月～2022年10月
ロジシステム構築への協力を物流会社へ働きかける	2020年12月～2021年11月

アウトプット（非資金的支援）[No.5]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
実行団体とつながる地域の団体同士が連絡を取り合えるようなコーディネートのスキルやノウハウを伝授する（好事例を紹介する）	2021年4月～2023年3月

冷蔵冷凍庫、倉庫を持っているハブ拠点を増やす	2020年12月～2021年5月
実行団体⇄地域団体の食品取扱のルール・ガイドラインを整備する	2020年12月～2021年3月
実行団体が企画する品質管理研修を支援する	2021年4月～2024年3月 随時

アウトプット（非資金的支援）[No.6]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
ホームページやSNSに企業等支援者に向けた相談窓口を設置する	2020年12月～2021年5月
学習会（企業を対象としたSDGsセミナー）を開催し、関心のある企業等関係機関を呼びかける	2020年12月～2024年3月 年10回程
各企業のミッションに基づき、支援の可能性・関わり方を提案する	2020年12月～2024年3月 随時
主旨を伝えるための広報媒体を作成したり、業界紙等への寄稿を行う	2020年12月～2024年3月 随時
事業の成果報告会を開催する	2023年度、2024年度に各1回（中

アウトプット（非資金的支援）[No.7]に対する活動

活動内容（非資金的支援）	活動時期
共通のコミュニケーションツール等を使い、連絡を双方が取り易い環境をつくる	2020年12月～2021年11月
企業と子どもを中心とした食の居場所の現場がパートナーシップを深める交流セミナーを開催する	2020年12月～2024年3月 年1回
各セクター（人的支援や教育的関わり、物資の提供など）の現状の取組や今後の計画等を集約し、学習会で共有する	2020年12月～2024年3月 年10回程

V.インプット

人材	<内部>事業統括責任者1名、プログラム・オフィサー3名 <外部>評価アドバイザー2名	資機材	各実行団体の支援地域に冷凍冷蔵庫を整備（1団体あたり5～10台程度を想定）、運搬車両（実行団体の申請内容によって変更あり）、その他事務パソコンなど
----	--	-----	---

VI.持続可能性

持続可能性1	実行団体でのロジシステム整備をモデル化し、全国に水平展開させていく。 協賛企業から物流に係る経費（データベース等システム利用料）の一部負担（寄付・協賛）や、地域から幅広く支援（寄付）を受けられるような多様な関係性（ネットワーク）を構築することで、 構築するシステムの継続、組織の自走化を図りながら、社会課題解決に貢献する。
持続可能性2	企業が本システムを使った寄付が広がることで、持続的な子どもの居場所づくりにたいする支援が継続されることが期待される。 さらには企業の食品ロスを寄付に転換するしくみを構築することで、企業サイドの負担削減を前提に継続的に支援・助成してもらえるよう企業や関係機関に啓蒙する。

VII.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業の関係機関（NPO・企業・行政業・社協）他、広く一般市民の理解を得る必要であることから、WEB媒体やマスコミ等を活用して積極的に成果を広報する。 事業進捗等については、公式サイトやSNSを使って随時広報を行う他、事業で計画しているイベント等開催時に、地域の関係機関、報道機関から広く参加を募ることで、事業の成果を多方面へ発信する機会とする。 また、事業の中間報告会、成果報告会を開催し、一般市民や外部関連機関に成果を発信する。
連携・対話戦略	外部委員会として、「食の物流ネットワーク推進委員会」（仮・年8回予定）を設置し、中間支援組織と協賛企業、フードバンク、子どもの居場所づくり運営団体に参加を呼び掛け、本事業の推進に関する意見交換の場を設定する。 また、資金分配団体（プログラム・オフィサー）がJANPIAと連携して関心のある企業・法人等の開拓に取り組むことで、実行団体が接続できる関係機関（資源）のバリエーションを増やすことができると考えている。

以 上